

秋田市告示第304号

令和4年12月21日の「令和4年11月秋田市議会定例会」において議決を
経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和4年12月23日

秋田市長 穂 積 志

令和4年度秋田市一般会計補正予算（第8号）

令和4年度秋田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,011,843千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150,957,326千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の補正は、「第5表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	31,556,029	1,106,374	32,662,403
	1 国庫負担金	20,837,653	79,919	20,917,572
	2 国庫補助金	10,644,811	1,026,455	11,671,266
17	県支出金	10,639,193	137,316	10,776,509
	2 県補助金	3,431,956	137,316	3,569,272
20	繰入金	3,687,572	592,132	4,279,704
	2 基金繰入金	3,531,655	592,132	4,123,787
22	諸収入	8,311,526	2,221	8,313,747
	5 雑入	1,223,130	2,221	1,225,351
23	市債	12,274,000	173,800	12,447,800
	1 市債	12,274,000	173,800	12,447,800
	歳入合計	148,945,483	2,011,843	150,957,326

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 14,634,898	千円 125,948	千円 14,760,846
	1 総務管理費	12,634,871	121,787	12,756,658
	3 戸籍住民基本台帳費	478,337	4,161	482,498
3 民生費		57,178,254	395,114	57,573,368
	1 社会福祉費	28,690,411	223,312	28,913,723
	2 児童福祉費	19,312,689	123,478	19,436,167
	3 生活保護費	9,137,171	48,324	9,185,495
4 衛生費		15,300,274	470,752	15,771,026
	1 環境衛生費	586,227	23,197	609,424
	2 保健所費	6,173,444	429,299	6,602,743
	3 清掃費	6,092,221	18,256	6,110,477
5 労働費		753,741	6,929	760,670
	1 労働諸費	753,741	6,929	760,670
6 農林水産業費		3,192,937	190,158	3,383,095
	1 農業費	2,202,297	151,528	2,353,825
	3 林業費	495,310	38,630	533,940
7 商工費		10,061,162	37,240	10,098,402
	1 商工費	10,061,162	37,240	10,098,402
8 土木費		16,011,932	234,526	16,246,458
	2 道路橋りょう費	5,483,757	124,600	5,608,357
	3 河川費	874,108	5,500	879,608
	4 港湾費	159,107	1,581	160,688
	5 都市計画費	3,966,718	102,845	4,069,563
	6 公園緑地費	1,468,852	10,000	1,478,852
9 消防費		4,362,717	66,865	4,429,582
	1 消防費	4,362,717	66,865	4,429,582
10 教育費		13,456,463	444,311	13,900,774

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 教育総務費	1,863,062	48,474	1,911,536
	2 小学校費	2,835,294	256,660	3,091,954
	3 中学校費	2,456,124	125,085	2,581,209
	6 社会教育費	2,997,546	13,319	3,010,865
	8 専修学校費	138,644	773	139,417
11 災害復旧費		18,814	40,000	58,814
	2 公共土木施設災害復旧費	1	40,000	40,001
	歳 出 合 計	148,945,483	2,011,843	150,957,326

第 2 表 継続費補正

(変 更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
4 衛生費	3 清掃費	総合環境 センター 伝送装置 等更新事 業	千円 22,605	令和4年度	千円 3,685	千円 23,760	令和4年度	千円 4,840
				令和5年度	18,920		令和5年度	18,920
9 消防費	1 消防費	消防庁舎 改修事業	971,123	令和3年度	98,561	985,643	令和3年度	98,561
				令和4年度	488,461		令和4年度	502,981
				令和5年度	384,101		令和5年度	384,101

第3表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	財産管理費	千円 18,820
6 農林水産業費	3 林業費	県単局所防災事業	8,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	消融雪施設整備事業	398,500
		バスロケーションオープンデータ化事業	1,294
	5 都市計画費	土地区画整理会計繰出金	260,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	40,000

(変更)

款	項	事業名	金額	
8 土木費	3 河川費	河川改修事業	補正前	千円 80,000
			補正額	5,500
			補正後	85,500
		古川流域治水対策事業	補正前	218,000
			補正額	89,000
			補正後	307,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設等改修経費	補正前	119,666
			補正額	175,706
			補正後	295,372
	3 中学校費	中学校施設等改修経費	補正前	423,885
			補正額	78,525
			補正後	502,410

第4表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
外部監査実施経費	令和4年度 } 令和5年度	千円 6,688
電子入札システム更新・運用経費	令和4年度 } 令和10年度	139,613
秋田市ふるさと応援寄附金推進事業	令和4年度 } 令和5年度	309,468
美術館施設整備等経費	令和4年度 } 令和5年度	25,563
総合案内フロアマネジャー業務委託経費	令和4年度 } 令和7年度	97,377
後期高齢者健康診査事業	令和4年度 } 令和5年度	110,818
社会福祉関連サービス委託経費等	令和4年度 } 令和5年度	45,593
障がい者福祉関連サービス委託経費等	令和4年度 } 令和5年度	143,121
老人福祉関連サービス委託経費等	令和4年度 } 令和5年度	127
健康管理関連事業委託経費等	令和4年度 } 令和5年度	17,090
在宅子育てサポート事業	令和4年度 } 令和5年度	14,316
道路維持修繕事業	令和4年度 } 令和5年度	138,000
道路改良事業	令和4年度 } 令和5年度	61,500

事 項	期 間	限 度 額
側溝改良事業	令和4年度 } 令和5年度	千円 76,000
橋りょう修繕事業	令和4年度 } 令和5年度	140,000
人にやさしい歩道づくり事業	令和4年度 } 令和5年度	31,000
道路排水路等整備事業	令和4年度 } 令和5年度	57,000
都市公園バリアフリー化事業	令和4年度 } 令和5年度	12,000
県議会議員選挙経費	令和4年度 } 令和5年度	16,438
市議会議員選挙経費	令和4年度 } 令和5年度	25,971
I C T 支援員配置経費	令和4年度 } 令和7年度	143,574
雄和小学校スクールバス運行管理委託経費	令和4年度 } 令和9年度	173,240
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定文書法制課分)	令和4年度 } 令和5年度	3,042
同 上 (令和4年度設定防災安全対策課分)	令和4年度 } 令和5年度	15,722
同 上 (令和4年度設定契約課分)	令和4年度 } 令和5年度	16,665
同 上 (令和4年度設定財産管理活用課分)	令和4年度 } 令和5年度	25,349

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定工事検査室分)	令和4年度 } 令和5年度	千円 7,051
同 上 (令和4年度設定企画調整課分)	令和4年度 } 令和5年度	1,320
同 上 (令和4年度設定財政課分)	令和4年度 } 令和5年度	4,000
同 上 (令和4年度設定情報統計課分)	令和4年度 } 令和5年度	143,619
同 上 (令和4年度設定広報広聴課分)	令和4年度 } 令和5年度	143,326
同 上 (令和4年度設定市民税課分)	令和4年度 } 令和5年度	10,916
同 上 (令和4年度設定地籍調査室分)	令和4年度 } 令和5年度	164
同 上 (令和4年度設定東京事務所分)	令和4年度 } 令和5年度	13,088
同 上 (令和4年度設定観光振興課分)	令和4年度 } 令和5年度	303,606
同 上 (令和4年度設定文化振興課分)	令和4年度 } 令和5年度	4,006
同 上 (令和4年度設定スポーツ振興課分)	令和4年度 } 令和5年度	104,343
同 上 (令和4年度設定秋田市民交流プラザ管理室分)	令和4年度 } 令和5年度	75,033
同 上 (令和4年度設定大森山動物園分)	令和4年度 } 令和5年度	21,948

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定秋田城跡歴史資料館分)	令和4年度 } 令和5年度	千円 2,585
同 上 (令和4年度設定千秋美術館分)	令和4年度 } 令和5年度	77,099
同 上 (令和4年度設定民俗芸能伝承館分)	令和4年度 } 令和5年度	128
同 上 (令和4年度設定佐竹史料館分)	令和4年度 } 令和5年度	7,407
同 上 (令和4年度設定生活総務課分)	令和4年度 } 令和5年度	627
同 上 (令和4年度設定市民課分)	令和4年度 } 令和5年度	4,686
同 上 (令和4年度設定西部市民サービスセンター分)	令和4年度 } 令和5年度	41,248
同 上 (令和4年度設定北部市民サービスセンター分)	令和4年度 } 令和5年度	98,979
同 上 (令和4年度設定河辺市民サービスセンター分)	令和4年度 } 令和5年度	36,697
同 上 (令和4年度設定雄和市民サービスセンター分)	令和4年度 } 令和5年度	12,847
同 上 (令和4年度設定南部市民サービスセンター分)	令和4年度 } 令和5年度	104,047
同 上 (令和4年度設定東部市民サービスセンター分)	令和4年度 } 令和5年度	54,863
同 上 (令和4年度設定中央市民サービスセンター分)	令和4年度 } 令和5年度	74,241

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定市民相談センター分)	令和4年度 } 令和5年度	千円 2,623
同 上 (令和4年度設定福祉総務課分)	令和4年度 } 令和5年度	112,522
同 上 (令和4年度設定食肉衛生検査所分)	令和4年度 } 令和5年度	3,164
同 上 (令和4年度設定保健総務課分)	令和4年度 } 令和5年度	15,763
同 上 (令和4年度設定子ども総務課分)	令和4年度 } 令和5年度	317
同 上 (令和4年度設定子ども育成課分)	令和4年度 } 令和5年度	8,252
同 上 (令和4年度設定環境総務課分)	令和4年度 } 令和5年度	2,472,315
同 上 (令和4年度設定産業企画課分)	令和4年度 } 令和5年度	281,941
同 上 (令和4年度設定建設総務課分)	令和4年度 } 令和5年度	158,270
同 上 (令和4年度設定都市総務課分)	令和4年度 } 令和5年度	275,983
同 上 (令和4年度設定会計課分)	令和4年度 } 令和5年度	572
同 上 (令和4年度設定議会事務局分)	令和4年度 } 令和5年度	2,844
同 上 (令和4年度設定農業委員会事務局分)	令和4年度 } 令和5年度	656

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定教育委員会総務課分)	令和4年度 } 令和5年度	千円 42,351
同 上 (令和4年度設定学事課分)	令和4年度 } 令和5年度	132,943
同 上 (令和4年度設定教育研究所分)	令和4年度 } 令和5年度	2,882
同 上 (令和4年度設定生涯学習室分)	令和4年度 } 令和5年度	260
同 上 (令和4年度設定太平山自然学習センター分)	令和4年度 } 令和5年度	5,692
同 上 (令和4年度設定自然科学学習館分)	令和4年度 } 令和5年度	139
同 上 (令和4年度設定中央図書館明德館分)	令和4年度 } 令和5年度	4,174
同 上 (令和4年度設定秋田商業高等学校分)	令和4年度 } 令和5年度	1,268
同 上 (令和4年度設定御所野学院高等学校分)	令和4年度 } 令和5年度	2,183
同 上 (令和4年度設定秋田公立美術大学附属高等学院分)	令和4年度 } 令和5年度	355
同 上 (令和4年度設定消防本部総務課分)	令和4年度 } 令和5年度	15,118

第5表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
消 防 費	千円 567,400	千円 10,900	千円 578,300			
小 学 校 費	344,000	100,100	444,100			
中 学 校 費	757,100	46,300	803,400			
公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		16,500	16,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 場合、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金の場合はその 融資条件による。銀行 その他の場合は債権 者と協議して定める。 ただし財政の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借 換することができる。
計	12,274,000	173,800	12,447,800			

令和4年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）

令和4年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	千円 520,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	令和4年度 ～ 令和5年度	千円 16,528

令和4年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）

令和4年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	令和4年度 ） 令和5年度	千円 10,651

令和4年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第3号）

令和4年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,443千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89,365千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸収入		千円 20,998	千円 2,443	千円 23,441
	2 雑入	4,997	2,443	7,440
歳 入 合 計		86,922	2,443	89,365

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		75,670	2,443	78,113
	1 総務管理費	75,670	2,443	78,113
	歳 出 合 計	86,922	2,443	89,365

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	令和4年度 ） 令和5年度	千円 2,666

令和4年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第2号）

令和4年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,053千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ437,862千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 103,180	千円 3,091	千円 106,271
	1 一般会計繰入金	103,180	3,091	106,271
5 諸収入		159,751	25,962	185,713
	2 雑入	95,750	25,962	121,712
歳入合計		408,809	29,053	437,862

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		294,784	29,053	323,837
	1 総務管理費	294,784	29,053	323,837
	歳 出 合 計	408,809	29,053	437,862

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	令和4年度 ） 令和5年度	千円 84,529

令和4年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）

令和4年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,069千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ559,302千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

（市債の補正）

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 395,540	千円 9,269	千円 404,809
	1 一般会計繰入金	395,540	9,269	404,809
7 市債		38,300	9,800	48,100
	1 市債	38,300	9,800	48,100
歳入合計		540,233	19,069	559,302

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	467,462	9,475	476,937
	1 総務管理費	467,462	9,475	476,937
2	事業費	45,557	9,594	55,151
	1 動物園施設整備費	45,557	9,594	55,151
	歳 出 合 計	540,233	19,069	559,302

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 動物園施設整備費	動物園施設等整備事業	千円 48,158

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	令和4年度 ～ 令和5年度	千円 19,787

第4表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
動物園施設整備費	千円 38,300	千円 9,800	千円 48,100			
計	38,300	9,800	48,100			

令和4年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）

令和4年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	令和4年度 ） 令和5年度	千円 36,502

令和4年度秋田市学校給食費会計補正予算（第2号）

令和4年度秋田市の学校給食費会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,979千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,416,831千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 78,842	千円 45,979	千円 124,821
	1 一般会計繰入金	78,842	45,979	124,821
歳入合計		1,370,852	45,979	1,416,831

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		1,368,852	45,979	1,414,831
	1 総務管理費	1,368,852	45,979	1,414,831
	歳 出 合 計	1,370,852	45,979	1,416,831

令和4年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

令和4年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ510千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,557,001千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		千円 2,577,735	千円 510	千円 2,578,245
	1 一般会計繰入金	2,577,734	510	2,578,244
歳入合計		30,556,491	510	30,557,001

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 211,025	千円 510	千円 211,535
	2 徴税費	89,429	510	89,939
歳 出 合 計		30,556,491	510	30,557,001

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	令和4年度 ） 令和5年度	千円 275,218

令和4年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）

令和4年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険関連サービス委託経費等	令和4年度 ） 令和5年度	千円 90,257
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定福祉総務課分)	令和4年度 ） 令和5年度	3,129

令和4年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度秋田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和4年度秋田市水道事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和4年度から5年度まで	446,259千円
漏 水 探 知 業 務 委 託 経 費	令和4年度から5年度まで	20,790千円
水道施設切廻等 業 務 委 託 経 費	令和4年度から5年度まで	128,000千円
鉛製給水管取出部 解消業務委託経費	令和4年度から5年度まで	50,000千円
配水管整備事業	令和4年度から5年度まで	1,167,000千円
配水幹線整備事業	令和4年度から5年度まで	171,000千円
上下水道局川尻庁舎 付属施設改修工事	令和4年度から5年度まで	45,000千円

令和4年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和4年度秋田市下水道事業会計予算第6条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和4年度から5年度まで	54,108千円
管渠建設事業	令和4年度から5年度まで	894,000千円

令和4年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和4年度秋田市農業集落排水事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和4年度から5年度まで	18,660千円